

会議の開催結果について

- 1 会議名 第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会
- 2 会議日時 令和7年2月6日(木)
午前・午後 10時00分から
- 3 開催場所 上尾市役所7階 教育委員室
- 4 会議の議題 別紙のとおり
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 非公開の理由 無
- 7 傍聴者数 0人
- 8 問い合わせ先 学校教育部指導課
(担当課)

会 議 録

会議の名称	第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会	
開催日時	令和7年 2月 6日(木) 午前10時00分から	
開催場所	上尾市役所7階 教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	瀧澤 誠	
出席者(委員)氏名	鈴木 菜美 小出 崇憲 須賀 聡 高山 亮平 石川 弘之 小林 仁子 太田 光登 増田 司	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	武田 直美 飯島 幸司 大平 篤	
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果
	1 会長挨拶 2 報告 (1) 令和6年度いじめの防止等のための施策、取組について (2) 上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等について (3) 上尾市いじめ重大事態対応マニュアルの改訂について 3 協議 令和7年度におけるいじめの防止等のための施策、取組(案)について	別紙のとおり
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0 名
会議資料	令和7年度第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会資料 上尾市のいじめ防止等へ向けた施策、取組に係る別冊資料	

議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和7年 3月10日

議長(委員長・会長)の署名

瀧澤 誠

議長に代わる者の署名
(議長が欠けたときのみ)

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局 (司会)	<p>これより、令和6年度第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めます指導課長の武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本協議会は、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」において設置が定められており、第5条2項において、会長は、学校教育部長の職にある者をもって充てると規定されておりますことをお伝えいたします。</p>
事務局 (司会)	会長の 瀧澤 学校教育部長が挨拶を申し上げます。
瀧澤会長	(瀧澤会長 挨拶)
事務局 (司会)	協議に入る前に、事務局から、資料の確認と協議内容の説明をいたします。
事務局	(資料の確認と協議内容の説明)
事務局 (司会)	これより進行を瀧澤会長にお願いします。
瀧澤会長	<p>それでは、お手元の資料に沿って、会議を進めさせていただきます。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。この第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」の「3 会議の公開」により、公開するものとなりますが、委員の皆様には御賛同いただけますでしょうか。</p>
委員一同	結構です。
瀧澤会長	では、公開の協議会とさせていただきます。事務局、本日傍聴の申し出はございますか。
事務局	本日の傍聴の申し出はありません。
瀧澤会長	<p>それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、報告1：令和6年度いじめの防止等のための施策、取組について事務局から報告願います。</p>
事務局	表紙に「令和6年度第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会」と記載のある資料を御覧ください。こちらを資料とさせていただきます。事務局で

は、「学校を支援する取組」「相談しやすい環境を整備する取組」「家庭・地域・関係団と連携を図る取組」「いじめを許さない気運を高める取組」といった4つの視点から、合計10の施策を講じて参りました。

まず、「学校を支援する取組」について御報告いたします。

1つ目に、CAP研修会を実施いたしました。教員が、子供たちをいじめから守る方法や、話の聞き方などのスキルを学ぶための研修を初任者教員、臨時的任用教員、転入教員等を対象として行いました。成果としましては、指導者に、児童生徒への望ましい対応についてロールプレイをもとに講義いただいたことで、参加した教員のいじめに対する実践的な指導力の向上が図られました。

2つ目に、「よりよい学校生活と友達づくりのための心理検査」として、hyper-QUを実施いたしました。hyper-QUは、学級満足尺度・学校生活意欲尺度・ソーシャルスキルの3つの尺度で診断しております。ソーシャルスキル尺度により、児童生徒に集団形成に必要な対人関係を営むためのスキルがどの程度身に付いているかが分かります。

加えて、主幹教諭、教務主任を対象に、hyper-QUについての結果の見方・活用法などについての理解を深めるための、研修用動画の配信をいたしました。

成果としましては、学校アンケートにおいて、「分布表をもとに、支援の手立てや情報共有に生かすことができた。」「前回との比較表をもとに、学級満足度や学校生活意欲の低い児童の要因分析を行い、学級経営等に生かすことができた。」等、調査結果を生徒指導に活用することができたとの回答がございました。

3つ目に、ネットトラブルの早期発見を目的に実施している「上尾市中学校ネットパトロール調査」を行いました。問題のある書き込みやネットトラブルの早期発見により、いじめの未然防止、早期発見・早期解消が図られることを目指しております。

今年度は、削除を要するリスクの高い投稿または問題のある投稿を1件認知しました。学校に情報提供を行い、生徒指導に生かすことができました。

4つ目として、「相談しやすい環境を整備する取組」について御報告いたします。いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」「子ども・いじめホットメール」は24時間相談を受け付けています。「いじめ電話相談カード」を小学校1年生に配布したり、広報「あげお」に掲載したりすることにより、本活動の広報を行っております。今年度は、令和6年12月末時点でホットラインによる相談が2件、ホットメールによる相談が2件ございました。

続いて、「家庭・地域・関係団体と連携を図る取組」について御報告いたします。

1つ目は、「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」についてです。今年度は、オンラインを活用し、令和6年7月26日（金）に実施しました。

内容といたしましては、「令和5年度上尾市いじめ防止子供サミットを踏まえた各校の取組報告」及び「パネルディスカッション」を行いました。学校関係者に対してはライブ配信で公開し、市内小・中学校保護者に対してはYouTubeの限定公開機能を活用して公開しました。

特に、パネルディスカッションにつきましては、パネラーとして、保護者代表、地域の方代表、教員代表に加えて、上尾市内の学校に通学している高校生、中学生、小学生を招き、学校現場におけるいじめの実態について協議を深めることができました。

成果として、再生回数が800回を記録するなど、市内小・中学校保護者にアプローチがすることができ、いじめの定義や家庭での支援について情報共有を図ることができました。

視聴者のアンケートでは、5点満点中平均で4点を超える満足度評価をいただくとともに、感想において「参加者とのチャットを通して考えが深まりました。」「実際の児童生徒、また保護者の声を聴けたことが有意義でした。」との声をいただきました。

2つ目に、「上尾地区青少年健全育成地域の集い」を、令和6年11月28日（木）に実施いたしました。埼玉県警察本部生活安全部サイバー局サイバー対策課を迎え、「サイバーセキュリティ講演～サイバー犯罪の被害にあわないために～」をテーマに、御講演をいただきました。

さらには、太平中学校、平方小学校、平方東小学校及び平方北小学校における事例発表を通して、生徒指導を組織的に行うための具体的な取組について理解を深めることができました。

最後に、「いじめを許さない気運を醸成するための取組」について御報告いたします。

1つ目は、「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」でございます。市内小・中学校の全児童・生徒から標語を募集し、「上尾市いじめ防止子供サミット」等において、入賞作品を選定しております。入賞作品を掲載したポスターについては関係機関に送付いたします。

2つ目は、人権標語・人権作文でございます。児童生徒に標語作文の募集を行い、人権意識の高揚を図りました。入賞した標語及び作文につきましては、「人権作文・標語集」を作成し、全児童生徒に配布しております。

3つ目に、令和6年10月3日（木）上尾市立原市中学校で「いじめを考える授業」研究協議会を行いました。上尾市立原市中学校 関 正憲 教諭が授業を公開し、各上尾市立小・中学校生徒指導主任等が授業を参観しました。

研究協議会では、中学校区に分かれて、「いじめを考える道徳の授業」について、協議を行いました。そして、生徒指導と道徳の授業を関連付けるための効果的な取組について共有を図りました。

成果としましては、参加教員の満足度が5点満点中の4.4点であり、「授業と生徒指導を結びつける方法や考え方を知ることができました。」「いじめ予防をテーマとした授業を、本校でも取り入れていきたいと考えています。」と、いじめの未然防止教育について、道徳を通して実践できる手応えを掴むことができたことがあげられます。

4つ目に、令和6年12月26日（木）上尾市立富士見小学校で上尾市いじめ防止子供サミットを開催しました。

児童生徒一人一人がいじめを許さないという強い意志を持ち、自分たちの手でいじめを未然に防ぐという意識を高めることを目的として実施し、各上尾市立小・中学校から学校を代表する児童生徒が2名ずつ参加しました。

具体的には、「なかよく 楽しい 学校生活を送るための標語」の選定を行うとともに、「いじめをなくすために、各中学校が実行する方策」について協議しました。

成果としましては、「同じ中学校区の小・中学生と一緒に協議をしたことで、課題を自分事と捉えることができ、具体的な取組を話し合うことができました。」「小学生からアイデアがたくさん出てきて驚きました。中学校区の児童生徒の意識が変わってくれたら嬉しいです。」「この日のために、どうすればいじめがなくなるか、家でも話し合っていました。」と、児童生徒ならではの視点で、いじめ防止について主体的に考えられた様子を伺い知ることができました。

今後は、協議した方策を実行に移していけるよう各中学校区を支援して参ります。

令和6年度に実施した施策、取組についての報告は、以上でございます。

瀧澤会長

ただ今、事務局から令和6年度いじめの防止等のための施策、取組について、報告がありました。令和6年度の各取組やその取組による具体的な成果について、各委員さんそれぞれの御立場から率直な評価や御意見をお願いいたします。

太田委員

中央小学校では、上尾市いじめ防止子供サミットに、運営委員の児童が2名参加し、先日の全校朝会で報告を行いました。学校の代表として立派な報告でした。

高山委員

参加した各学校の代表児童は、いじめ問題とは程遠い児童生徒なのではないでしょうか。全ての児童生徒まで取組が下りているのでしょうか。本サミットを実施した後の影響等についていかがでしょうか。

事務局

本サミットは、いじめの未然防止に資する施策でございます。これまでは、教職員主体で実施していた「いじめ防止の取組」を、児童生徒主体で行い、学校全体のいじめ防止の気運を高め、意識の醸成を図ろうとするものです。本サミット実施後の影響につきましては、今後各中学校区で計画を練り、実施していく過程で成果がでてくるものと認識しております。

高山委員	ありがとうございます。今後の変容に期待しております。
須賀委員	ネットパトロールについてお聞きします。問題のある投稿が1件と報告があったが、そのようなことがあるのでしょうか。
事務局	ネットパトロールでは、各種SNSの検知することができません。本パトロールで検知できるのは、動画共有サイト、また口コミサイト等でございます。
須賀委員	ありがとうございます。投稿件数が低い理由が分かりました。
小出委員	いじめ問題について、警察に相談があることがあるが、警察は各事案を事件化するののかについて判断し対応を行う機関であり、いじめの調査を行う機関ではありません。私たちは、いじめ行為の一部分について切り取り、捜査を行います。いじめ問題そのものの解決になるものではありません。警察が捜査を行っている場合、学校が対応を止めてしまうケースがあります。警察での捜査と、学校の対応は、並行して行わなければならないものであるという共通認識をもっていただきたいと思います。
鈴木委員	里親と話をしても、いじめ問題について非常に関心が高いことが分かります。里親から、「学校に相談したが、学校が対応してくれなかった。」との話を聞きました。学校に対してどのように説明したか、学校の説明をどう受け止めたか等、認識違いが起こり得ると思います。学校と保護者とのコミュニケーションは難しいなと感じます。
瀧澤会長	本市も、「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」や、「上尾地区青少年健全育成地域の集い」等、保護者への啓発を促す取組を進めております。
事務局	いじめ問題について保護者に正しく御理解いただけるように、いじめの定義や、上尾市が実施しているいじめ問題に対する取組について周知すべく、全保護者を対象としたオンライン形式での実施等も含めて、策を講じているところであります。
石川委員	昨年度の資料と比較をして見ているが、各事業と成果について、よくまとまっています。教育委員会の現場では、大変な御苦労があるのだなと感じます。あえて述べると、指標を設けた上での成果を、提示するだけでなく、本資料に明記していただくと、次年度の取組や事業につながると感じました。
小林委員	「つなげる！スマイルサイクル」を見て、上尾市いじめ子どもサミットにおいて中学校区で話し合ったことを実施することが素晴らしいと感じました。質問なのですが、中学校区ごとに抱える課題に違いがあるのでしょうか。それとも、小学校と連携するために中学校区で実施しているでしょ

うか。

事務局

それぞれの中学校区での実態を鑑みて効果的な取組を実践して欲しいと考えています。その上で、上尾市として小中一貫教育を推進している点からも、基本方針で定めている中学校区で取組を実施することで小・中学校の連携を強めて欲しいと考えています。

瀧澤会長

次に、報告2：上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等について事務局から報告願います。

事務局

上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等について報告させていただきます。

まず、「いじめに関する状況」について御報告いたします。本表では、認知したいじめを月ごとに積み上げて示しています。解消したいじめについては、マスの中に解消した月を記載しています。なお、いじめの解消するために、3か月以上見守ることとしています。

このように、各校においては、毎月新規のいじめを認知しつつ、3か月以上経過したいじめの解消を図っています。例えば、12月の認知件数は、小学校で56件、中学校で17件です。12月の解消件数は、小学校で79件、中学校37件です。また、現在、解消に向けて取組中のいじめにつきましては、令和6年度分において、小学校では283件、中学校では72件が残っています。なお、現在、小・中合わせて9件の重大事態について調査を継続しています。

これについては、各学校が「見逃しゼロ」の意識のもと、いじめを受けている本人から訴えがあったら積極的に認知している証であると捉えています。今後も、早期にいじめを認知し、適切に対応するよう学校を支援して参ります。

次のグラフは、過去3年間の月ごとのいじめの認知件数を表したものでございます。令和6年度は赤線で示しております。

赤線を辿ると、令和5年度と比べると、いじめの認知件数が減少傾向にあることが分かります。特に12月については、大幅に減少しています。これは、いじめ未然防止に係る取組が児童に浸透している結果である可能性があると考えております。引き続き、いじめ防止に係る取組を充実させて参ります。

続いてのグラフは、「いじめ発見のきっかけ」を種別ごとに表したものでございます。

小学校では、「保護者からの情報」及び「月に1回実施しているアンケート調査」でいじめを発見することが多いことが分かります。中学校では、「本人からの訴え」及び「保護者からの情報」で発見することが多いことが分かります。

小・中学校で共通するのは、「教職員等による発見」、「周囲児童生徒からの情報による発見」が少ない点です。今後は、教職員のいじめ対応に係る

	<p>資質向上を図るとともに、児童生徒主体のいじめ防止に係る取組を充実させて参ります。</p>
瀧澤会長	<p>ただ今、事務局から、上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等について、報告がございました。ここでは、個人名や学校名等については、言及をいたしませんので御承知おきください。</p> <p>御質問、御意見がございましたらお願いいたします。</p>
増田委員	<p>過去3年間の傾向を見ると、6月と10月のいじめの認知件数が多いことが分かります。</p> <p>また、学校の中では、多くの子供が集まっていて、様々な意見や考えを出し合いながら折り合いを付けて生活をしています。その中で、誰かが苦痛を感じていけばいじめと認知して対応しますが、そうした人間関係の中で、教職員等が、いじめを発見することは難しいとも思います。</p>
高山委員	<p>本人からの訴えには、訴えるに至った心情に段階があると考えます。いじめを訴えるに当たって、これまでどれくらい耐えてきたのか等、その子供の背景が分かるとよいのではないのでしょうか。</p> <p>また、教育委員会には、「周囲児童生徒からの情報」によるいじめの認知を増やす取組を練っていただけるとよいと考えます。</p>
瀧澤会長	<p>これまでの経験では、行事が多い月は気持ちが高ぶる児童生徒が多くなると注意をしています。具体的に5・6月、また10・11月、2月にいじめが起きやすいとの印象をもっています。</p> <p>これらのことを踏まえて、いじめの認知件数を分析することで、有効な対策を考えることができるかもしれません。</p> <p>次に、報告3：上尾市いじめ重大事態対応マニュアルの改訂について事務局から報告願います。</p>
瀧澤会長	<p>上尾市いじめ重大事態対応マニュアルにつきまして報告させていただきます。</p>
事務局	<p>令和6年8月に、文部科学省が、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂したことを受け、上尾市教育委員会でも、「いじめ重大事態対応マニュアル」を、令和7年1月に改訂しました。</p> <p>具体的な内容につきまして、御説明させていただきます。</p> <p>まず、平時からの備えとして、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に説明することを明記しております。いじめについて、各学校がどのように対応していくのか、入学式や各年度の開始時に説明することを明記しました。</p> <p>次に、対象児童生徒・保護者が「重大事態調査」を望まない場合でも、対応しないことがあってはならず、柔軟に対応することが必要である旨を記載しました。</p>

続いて、いじめ重大事態を調査する組織についてです。原則は学校主体で調査を行います。個別の状況を勘案して上尾市いじめ問題調査委員会、また教育委員会等方式での調査を行います。その判断は教育委員会が行います。

さらに、いじめ重大事態調査の実施前の事前説明についても改訂いたしました。対象児童生徒、保護者に対しては、2段階の説明を行います。関係児童生徒・保護者についても、調査方法等について事前に説明を行います。

加えて、調査終了後の扱いについて、具体的に記載しました。調査報告書の公表、また所見書の提出について、対象児童生徒・保護者に意向を問うこと、また、いじめを行った児童生徒・保護者にも、調査結果を説明することを示しております。

最後に、いじめ重大事態調査の進め方について、チェックリストを作成いたしました。各調査主体が、適切に調査を進めることができるように、調査の段階を箇条書きで明記しました。

瀧澤会長

ただ今、事務局から、上尾市いじめ重大事態対応マニュアルの改訂について、報告がございました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

増田委員

重大事態調査の目的は、事態の真相を解明し、再発防止策を講じることです。

保護者によっては、重大事態調査を望まない場合もあります。そうした場合にも調査を行い、内容について、いじめを行った児童生徒に報告する必要があります。保護者としては、重大事態調査を望んでいないのに調査を行い、相手に報告をしたことにより、結果として、子ども同士の人間関係を崩すことにならないか心配です。

事務局

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、「対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。」と示されています。

高山委員

保護者としては、柔軟に対応していただきたいと思います。家が近くて毎日顔を合わせるような間柄での事案等、それぞれの状況があるので、柔軟に対応していただいた方がよいのではないかと思います。

事務局

いただいた意見をもとに考えると、対象児童生徒・保護者の意向に沿って調査を行うことが重要だといえます。そのためにも調査を開始する際には、チェックリストをもとに調査方法や調査対象について十分話し合う必要があります。

<p>瀧澤会長</p>	<p>最後に、協議：「令和7年度におけるいじめの防止等のための施策、取組（案）について」事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和7年度いじめ防止等のための施策、取組予定について御説明いたします。</p> <p>まず、今年度、一定の成果を上げたと思っ感じている、「夢を育み未来を創る 子供すこやかシンポジウム」及び「上尾市いじめ防止子供サミット」については、より効果的な取組となるよう工夫しつつ、次年度も重点施策として掲げていこうと考えています。</p> <p>加えて、「いじめの対応に係る指導力の向上」や「情報モラル教育の啓発」についても、更なる強化が必要であると考えております。</p> <p>もし、この点につきまして、お考えがございましたら、御意見をいただければ幸いです。</p> <p>令和7年度におけるいじめの防止等のための施策、取組（案）についての説明は以上でございます。</p>
<p>瀧澤会長</p>	<p>ただ今事務局から、令和6年度におけるいじめの防止等のための施策、取組（案）について、説明がございました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。</p>
<p>須賀委員</p>	<p>SNSにおけるショート動画に関連するトラブルが多いと聞いています。特に、小学校で多いものが、他人の動画を勝手にアップロードしてしまうことです。我々、ネットアドバイザーに講演依頼をいただく際に、「児童生徒にインターネットの怖さを伝えて欲しい。」「インターネットの危険性について保護者へ啓発してほしい。」というような声をいただきます。我々がする話に期待いただくことはありがたいことですが、子供がインターネットを使用する際の指導は、保護者がするものであると伝えてあります。</p> <p>また、GIGAスクール構想により、学校がICT端末の持ち帰りを推進していることで、家庭でICT端末を使用する時間が増え、新たな問題が発生している状況もあると聞いております。使用方法や使用する時間についても検討する必要があるようです。</p> <p>いじめに関していえば、いじめが解消した後でも、子ども同士、また保護者同士のトラブルが継続する可能性があると考えています。その際は、地域のコミュニティも重要になってくると考えます。そこで、各学校に置かれている学校運営協議会にできることがあると考えています。</p>
<p>高山委員</p>	<p>これまでの話を聞くと、教育委員会、また学校は各マニュアルを整備したり、いじめ防止に係る啓発をしたりと様々な取組を行っていることが分かります。一方で、保護者が取り残されているなど感じます。保護者は、自分の経験や感覚をもとに、子供のいじめ問題について対応していると思いますが、いじめを取り巻く状況やいじめの定義が昔とは変わっています。</p> <p>保護者の中には、「学校が適切に対応してくれなかった。」「要望を叶えてくれなかった。」と主張する方もいらっしゃると思います。いじめについての、基本的な情報の共有がないから、そういう問題が起きるのではないかと考えています。</p>

	<p>そうした認識のずれを防ぐために、保護者がいじめ問題について正しい情報が得られるような取組を行ってもらうとありがたいと感じます。例えば、小出委員からあった、「学校で行ういじめの対応」と「警察が行ういじめの調査」について等、予め周知することができれば、保護者も安心できると思います。</p>
<p>瀧澤会長</p>	<p>高山委員から話があったように、「いじめの定義」についての認識の違いからトラブルに発展するケースも見られます。昔と今は違うので、そのあたりを共有することは大事だと考えています。</p>
<p>高山委員</p>	<p>例えば、保護者会等でいじめ問題について取り扱い、保護者へ情報提供を行うこともできるのかと思います。</p>
<p>増田委員</p>	<p>本校では、学校だより等で、毎年「いじめの定義」等について周知しています。しかしながら、「理解すること」と「納得すること」にも、差があると考えます。法の定義に則っていじめを認知し、対応しても、「それだけでいじめなのか」というような思いをもつ保護者もいらっしゃいます。</p>
<p>事務局</p>	<p>貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。保護者の皆様に、いじめ問題に係る情報を共有する機会を設定することについて、検討してまいります。</p>
<p>瀧澤会長</p>	<p>他はいかがでしょうか。よろしいですか。 以上で、協議を終了いたします。皆様の御協力に感謝申し上げます。 ここで、進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>本日は御多用の中、上尾市いじめ問題対策連絡協議会に御出席いただき、誠にありがとうございました。本日いただきました貴重な御意見をもとに、今後の上尾市のいじめ問題への対策に取り組んでまいります。 以上をもちまして、令和6年度第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。</p>